第1323回 高知市教育委員会 4 月定例会 議事録

- 1 開催日 令和7年4月30日(水)
- 2 教育長開会宣言
- 3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第18号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱及び委嘱について

日程第3 市教委第19号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第20号 高知市教育支援委員会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第21号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

日程第6 市教委第22号 高知市教育委員会委員の委嘱等について

報告 ○高知市長浜小学校児童プール事故検証報告書について

○水泳授業の安全管理マニュアルについて

4 出席者

(1)	教育委員会	1番教育長	永	野	隆	史
		2番委員	谷		智	子
		3番委員	西	森	や	tい
		4番委員	野	並	誠	$\stackrel{-}{-}$
		5番委員	森	田	美	佐
(2)	事務局	教育次長	竹	内	清	貴
		教育次長	植	田	浩	$\stackrel{-}{-}$
		教育政策課長	岸	田	正	法
		学校教育課長	田	邉	裕	貴
		学校教育課副参事	入	江	洋	
		学校環境整備課長	大	黒	貴	司
		人権・こども支援課長	大	石	将	之
		人権・こども支援課指導主事	福	島	勇	人
		教育研究所長	越	智	知	恵
		教育研究所副参事	八	木	千	晶
		少年補導センター所長	吉	Ш	佳	余
		文化振興課長	森	田	加索	令子
		重大事案検証室検証担当係長	池	上	弘	倫
		教育政策課長補佐	田	中	茂	夫
		教育政策課総務担当係長	西	野	友	庸
		教育政策課主査	兀	或	真	衣
		教育政策課主査補	藤	﨑	怜	央

第1323回 高知市教育委員会 4月定例会 議事録

- 1 令和7年4月30日(水) 午後3時~午後4時50分(たかじょう庁舎6階大会議室)
- 2 議事内容

開会 午後3時

永野教育長

ただいまから、第1323回高知市教育委員会4月定例会を開会いたします。

会議録署名委員は、西森委員、お願いいたします。

日程第1,会議録署名委員の指名を行います。

西森委員

はい。

永野教育長

本日は議案が5件でございます。報告事項が2件となっています。 それでは議案審査に移ります。

永野教育長

日程第2, 市教委第18号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課長

失礼します。人権・こども支援課の大石でございます。市教委第18号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱及び解嘱について」ご説明いたします。趣旨といたしましては、委員の辞職の申し出に伴い解嘱と新たな委員の委嘱をするものでございます。いじめ防止等対策委員会では、いじめ防止や改善策の検討を始め、いじめの重大事態に関する問題など、学校だけでは対処が困難であると教育委員会が判断する事案に関しまして、調査・検証・審議等を行うことになっております。委員は高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、学識経験者その他専門性を有する方を弁護士会、高知県警察本部、臨床心理士会、高知市医師会、高知大学、教員OBからなるシニアネットワークからそれぞれご推薦いただき、6名を委嘱させていただいております。

資料3ページをご覧ください。今回、辞退の申し出がありましたのは、高知大学の草場実委員でございます。新たに委嘱しますのは、大西雅人委員でございます。新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和7年5月1日から令和8年4月30日までとなります。新たな委員名簿は資料4ページのとおりとなっております。それではご承認をお願いいたします。以上でございます。

永野教育長

この件に関しまして、ご質問等はございませんでしょうか。

森田委員

ご説明ありがとうございます。一つ確認をさせてください。新しい大西先生のご専門はどのような事なのかということです。学識経験者としていらっしゃると思うのですけれど、学識経験者として、こういう専門性からこの委員に貢献するという事はどういうところなのかを良かったら教えてください。

永野教育長

お願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の大石でございます。大西先生は県の高校教員をご経験の後、現在高知大学の教授を務めてらっしゃって、専門は生徒指導という事になります。いじめ防止等対策委員としては適任者ではないかと本課では考えております。

森田委員

ありがとうございます。

永野教育長

他にございませんでしょうか。そうしましたら、ほかにご意見もないようですので、採決に移ります。市教委第18号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱及び委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -

永野教育長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、市教委第18号が原案のとおり決しました。

永野教育長

次,日程第3 市教委第19号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明を願いします。

教育研究所長

失礼いたします。教育研究所越智でございます。資料5ページ日程第3 市教委第19号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」ご説明させて頂きます。本議案の趣旨は,委員の任期満了に伴うものでございます。高知市では地方自治法で規定する附属機関として高知市教育研究所条例第5条に基づき高知市教育研究所運営員会を設置しております。設置にあたりましては,同条例第5条に教育委員会が委員の委嘱を行うと定められております。この度,教育委員会といたしまして6ページに示しております12名の委員を推薦してまいりました。新たに委嘱します委員につきまして簡単にご説明させていただきます。まず,6番石川剛史委員,こちらは,高知市教育研究会の事務局長として,高知の教職員の主体的な学びを推進していく立場から意見をいただくために推薦させていただいたものでございます。次に,8番清遠咲織委員は教頭会を代表して推薦されており、学校現場の管理職の立場から貴重な意見をいただけると期待しております。新しい委員の委嘱期間は同条例第5条の3に基づき1年となっております。他の10名の委員はそれぞれの立場から継続的に教育研究所の運営についてご鞭撻いただきたいと考え昨年に引き続いての推薦となっております。なお、女性委員につきましては7名となっており女性委員の割合は58パーセントでございます。以上でご説明を終わります

永野教育長

ありがとうございました。それではこの件に関しまして、質疑等はございませんでしょうか。

谷委員

6番のこの石川さんは市教研ですが、これまでは、誰がなっていたのですか。

教育研究所長

ありがとうございます。教育研究所越智でございます。石川事務局長は今年事務局長になりましたので昨年度までは別の事務局長になっておりました。今年からの委任という形になっております。

谷委員

そうしたら、この8番も同じことですか。

教育研究所長

はい,8番の方は教頭会の推薦です。

谷委員

はい, わかりました。

永野教育長

はい。そうしましたら、この件の質疑応答を終了いたします。

市教委第19号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

永野教育長

ありがとうございます。よって、市教委第19号が原案のとおり決しました。

永野教育長

続きまして、日程第4 市教委第20号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」を議題と します。事務局から説明を願いします。

教育研究所特別支援教育担当副参事

失礼いたします。教育研究所八木でございます。資料7ページ日程第4 市教委第20号「高知市 教育支援委員会委員の委嘱等について」説明いたします。本議案の趣旨は委員の任期満了に伴うも のでございます。高知市では特別な教育的支援の必要な児童・生徒に対し、本市において適切な教 育支援を行うため、高知市教育支援委員会条例に基づき、高知市教育支援委員会を設置しておりま す。設置にあたりましては、同条例第3条に基づき、学識経験者・医師・特別支援教育関係の教職 員の方々から委員を委嘱させていただいております。この度、委員の任期満了に伴い、教育委員会 といたしましては、8ページにお示ししています14名の委員を推薦していただきました。簡単に説 明いたしますと,1番石山委員,6番清水委員,8番土居委員,10番畠山委員,11番濱口委員,12 番前田委員は、特別支援学校を代表して推薦を頂きました。次に、3番大塚委員、5番篠田委員、 7番武田委員, 9番長沢委員は保幼小中学校を代表して推薦をいただきました。また, 2番の石山 委員は特別支援教育の専門家として、4番の吉川委員は医師として推薦していただきました。そし て13番の山下委員は公認心理士・臨床心理士として、14番の和田委員はひまわり園の園長として、 それぞれ高知市こども未来部こどもみらいセンター母子保健課から推薦していただきました。新し い委員の委嘱期間は高知市教育支援委員会条例第4条に基づき2年となっております。なお、委員 の推薦に際して新しく委員を務めてくださる方は5名でございます。ご承認をよろしくお願いいた します。

永野教育長

ありがとうございます。それではこの件に関しまして、質疑等を行いたいと思います。

谷委員

最後の13番,14番は似たような所属団体で、同じような感じでひまわり園園長というのがありますが、あえてこうしているのはどういうところからなのでしょうか。

教育研究所特別支援教育担当副参事

研究所八木でございます。13番の山下委員は公認心理士・臨床心理士という形で心理の専門職という立場で委員を委嘱させていただきます。14番の和田委員はひまわり園の園長という形で障害のあるお子さんの保育・養育に携わっているという形で委員を委嘱するものでございます。

谷委員

わかりました。

永野教育長

私が聞いてもあれなのですけれども、主にここの委員会の仕事というのは、どういうところが主 眼になるのですか。

教育研究所特別支援教育担当副参事

研究所八木でございます。就学相談を行いましてお子さんのそれぞれの学びの場について、例えば特別支援学校がいいのか、特別支援学級がいいのか、それとも通常の学級がいいのかという事を 法律等に照らし合わせて障害者になるのか、また障害の程度についてそれぞれの委員様のご意見を 伺う会になっております。

永野教育長

はい、ありがとうございます。他にありませんか。

森田委員

森田です。先ほど先生方のお話を聞いてちょっと思ったのですが、13番の先生が公認心理士さんでいらっしゃるとすれば、他の前の委員のところを見ると臨床心理士とか医師とか書いておられるところがあって、心理士という役割を行う中で発揮していただくのであれば、次でも今回でも心理士という記載があったほうがいいのではないかと思った次第です。

教育研究所特別支援教育担当副参事

研究所八木でございます。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

永野教育長

役割はしっかり明記した方がいいですね。他にありませんか。

西森委員

ご説明ありがとうございます。申し遅れましたが、さっきの議案も含めて、すごくバランスよくいい人材にお声がけしてお引き受けいただいているなと思って、事務局の方のご努力にも敬意を表したいと思います。今回の教育支援委員会の方ですけれども、保護者という立場の人はいないのかなと思ったりもします。教育長が言われた会の性質上役割が期待されないという事なのか、そのあたりを教えていただければと思います。

教育研究所特別支援教育担当副参事

研究所八木でございます。取り扱うものが、大変個人情報が多い内容となっておりまして、例えば知能検査の結果というところでありますので、保護者の方には委嘱はしていないものでございます。

永野教育長

よろしいでしょうか。それでは、市教委第20号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第20号は、原案のとおり決しました。

永野教育長

日程第5,市教委第21号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

少年補導センター所長

高知市少年補導センター吉川です。よろしくお願いいたします。資料 9ページ・10ページをご覧ください。日程第 5 , 市教委第21号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」でございます。高知市少年補導センター設置条例第 5 条に基づきまして,教育・青少年の健全育成に関わる関係機関,団体等から推薦をいただき委員を委嘱・任命させていただいておりまして,少年補導センター運営に関するご意見を頂きます。今年度は22名でございます。今回の委嘱は委員の新規委嘱及び任命に伴うものでございまして,10ページの委員の内訳は,PTA 2名,校長 4名,教育行政 1名,警察 4名,福祉関係 4名,雇用関係 1名,補導委員 3名,家庭裁判所・少年鑑別所・保護観察所各 1名でございます。また,充て職となっている機関・団体での異動がありまして11名の方が新任委嘱となりますが,少年補導センターの運営に関して新たな視点からご意見を頂けると

考えております。また、最近では補導に至らないまでも、市内各地で少年たちによる迷惑行為やバイク暴走、また、い集情報が多く寄せられており、その都度対応しておりますが、いたちごっこのような状態ではあります。その都度関係者や関係機関と協力して少年たちに対して指導・声掛けをしておりますが、対応に苦慮しているのが現状でございます。そういう補導以外での少年への対応や相談等につきましても、警察をはじめ少年問題に長く携わっておられる方々を多く委嘱予定としておりますので、情報連携だけではなくて、行動連携も共にとっていただける機関の方ばかりですので少年補導センターの運営に対しまして、ご指導いただけるものと思っております。委員の委嘱期間は、高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づきまして委嘱等の日、令和7年5月23日から令和8年3月31日まででございます。説明は以上でございます。承認のほどよろしくお願いいたします。

永野教育長

ありがとうございました。それでは質疑に移ります。

西森委員

委員については、特段何かあるわけではございません。今ちょっとお伺いした、い集行為とかが増えているということで、ひと昔前は元気よくバイクで暴走みたいな感じやちょっと暴れてみるとか、喧嘩してみるとかだったのが、割とこうSNSとか違う方向に行っているといった話があったと思っています。その背景について何かあれば教えていただければという事と、未熟な方たちなのでどうしても悪い犯罪の手先に使われ、結局自分たちが馬鹿を見させられてという事になってしまうという事もあるかと思うのですが、そのあたりについて何か情報があれば教えて頂けないでしょうか。

少年補導センター所長

高知市少年補導センター吉川です。背景につきまして、かっちりとした分析をしているわけではないのですけれども、うちの補導委員からの報告を聞くところによりますと、やはり学校に行ってもなかなかというところがあり、家庭でも厳しい状況があって、そういう子どもたち同士がSNSを使って集まって、今までは、コロナもありましたので実際の現場に出てこなかったのが、やはり今は位置情報を共有して一緒に行動するという事がありますので、本当に校区や市内外を問わず「なんでこの子がここにいるの」というような形で集まっているというのが現状ですので、その意味におきましても少年補導センターとしましては、今年度はいわゆる所属のない子どもたちに手を差し伸べられないかということで、重点目標として頑張っていきたいと考えております。以上です。

西森委員

さっきの犯罪に巻き込まれるというケースはどうでしょうか。どちらかというと加害者側に巻き 込まれて加害者だけど実際は被害者的な事になっているという事には繋がっていないですか。

少年補導センター所長

はい、少年補導センター吉川です。そこまではうちの補導センターでは把握は出来ておりません。 警察に聞くとわかるかもしれませんけれども、うちでは、把握しかねます。以上です。

谷委員

この男女差ですね。結局この体質というか、補導センターの委員は男性が多くってなかなか難しいという事で、前の所長さんも「これで精一杯のところです。」とか言って一人とかだったのですよ。補導という言葉からするとそういうイメージがあるかもしれませんが、やはり少年を育成するということで言えば運営する立場にはやはり女性ももう少し増えた方がいいのかなという気がするのですけれど、前回は何人くらいだったでしょうか。

少年補導センター所長

5名でした。

谷委員

減っているという事ですか。後退すると残念ですね。後退は残念だなと思うのですけれど、今回で新任が11人の中でも女性が1人。向こうから推薦してきたら、それを女性にしてというのもなかなか難しいというところがあるわけでしょうか。

少年補導センター所長

少年補導センター吉川でございます。22名中3名という事で、割合で行くと13.6パーセントになります。非常に少ないパーセンテージになりますけれども、先ほど谷委員が仰っていただいたように、やはり推薦をしていただいたときに、もう充て職になっていますので、この方と言われたときに、いやその方ではなくて女性の方をと言いづらいというのもあります。あと、やっぱりどうしても補導とか警察とか鑑別とかは男性が充て職に多いのはどうしても避けられないです。申し訳ないですけれども努力をした結果がこれです。今後も努力いたします。

谷委員

わかりました。できるだけそういう風にやっていくお願いをして、女性で可能な人がいればお願いをしていくように頑張っていただきたいなと思います。

森田委員

先生方がおっしゃったことにも、全ての今のご発言にも賛成です。一つ加えるとすると、会議の中で男性が多い中でも、女子の気持ちがわかる人がいればいいのですが、今、男の人だらけのパネルディスカッションのことを「Manel (マネル)」と言って、脱マネル化が問題となっています。やはり、この中で議論していると傷ついた少女たちの気持ちがどこまで分かるのかという問題になってくると思うので、やはり女子の気持ちもわかるというようなメンバーにしていただければありがたいなと思います。それと先ほどのバイクの話とか、いろいろ外に出る問題と比較して、女子が抱える補導の問題は、もっと内面とかあまり外に出ないようなことが色々あるので、そういう事も運営の中で扱ってもらえるようにしてもらいたいなと思います。以上です。

永野教育長

これは本当に蛇足で個人的な意見にもなるのですが、まず私が教育長になったときに、吉川所長から説明を受けました。その時に高知市少年補導センターという冠ですけど、県内の補導をほぼ全て引き受けているくらいの大きな組織です。事案もそうですね。そういう事からしても、これくらいのネットワークは必要だと私は思います。先ほども厳しくご意見を頂戴しましたけれども、少年補導という名称から育成という視点に全国的には移っていますよね。補導センターがあるのも極めて珍しい組織体になっているのです。それは補導も大事にするという高知市のあるいは、高知県の歴史的な背景と現状があるというのも承知をしつつ、育成の視点というのも新たに加わってくると女性の参画も必要になってくるし、いてもらいたいと思っています。将来的にはそういう目線を持った組織運営に変わっていくのではないかなと思います。勉強の方も私もしていきたいと思いますので、是非そういうところにも目配りをしていきませんでしょうか。

少年補導センター所長

ありがとうございます。

永野教育長

その点は印象的にどうなのでしょうか。

少年補導センター所長

高知市少年補導センター吉川でございます。やっている業務は、実は育成部分で、授業は年間300回くらいを超えています。未然防止の部分で随分と行っているので、後は看板の問題なのですが、看板のこの「補導センター」というものに対しての思い入れのある方たちもおいでます。そこは時代とともに変えていかなければならないところもあり、スクラップアンドビルドの中でも、少年補導センター内でも議論が出ておりますので、先ほど教育長もおっしゃっていただいたように、そういう方向に進んでいるというのは間違いないと思っております。以上です。

永野教育長

育成という視点と女性という視点も絡まってくると思いますので、将来的な事をみんなで勉強していきたいと思います。ありがとうございました。

永野教育長

ほかにありませんでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第21号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第21号は、原案のとおり決しました。

日程第4,市教委第22号「高知市社会教育委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から ご説明をお願いします。

文化振興課長

文化振興課の森田でございます。資料11ページ,日程第6,市教委第22号「高知市社会教育委員 の委嘱等について」ご説明いたします。本趣旨につきましては、任期中の委員の人事異動に伴いま して委員の交代をするものになります。本市では、社会教育法第15条第1項、「都道府県及び市町 村に社会教育委員を置くことができる」の規定によりまして、条例規定を定め社会教育委員を設置 しております。また、同法第15条第2項で「社会教育委員は教育委員会が委嘱をする」と規定され ております。本市の社会教育委員は学校関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を 行うもの並びに学識経験者等から構成されておりまして、任期は2年となっておりますが、人事異 動によりまして2名の委員から辞退の申し出があったことから、残任期の7月6日まで後任の社会 教育委員の委嘱についてお諮りするものです。資料12ページ目をご覧ください。今回解嘱する社会 教育委員と新たに委嘱を予定しております後任の方の名簿となります。では、後任の方についてご 説明をさせていただきます。ページ下段の委嘱等の表をご覧ください。まず,西田尚弘様は,高知 市人権教育研究協議会会長の交代に伴うものでございます。続きまして西村譲治様は、前泉野小学 校校長の退職に伴うものでございます。いずれも校長会からのご推薦となります。社会教育委員の 会議につきましては規定により定例会を年一回以上開催することとなっておりまして、例年年2回 開催しております。本市の社会教育関係各課がそれぞれの取り組みを報告しまして、各委員の皆様 からそれぞれのお立場でご意見やご助言などをいただいております。13ページ目にありますのは、 社会教育委員全体の現在の名簿となっております。今回予定しております委員の交代によります、 全委員の女性の比率は36.8パーセントとなっており40パーセントを切ってしまいました。先ほど 女性の構成比率のご意見などありましたので、7月7日の次回の改正時には女性の比率向上を図っ て参りたいと思います。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

永野教育長

はい、ご説明ありがとうございました。この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

女性の比率に関するご説明もありがとうございます。そういった不断の努力は必要なのでしょうけれども、割とここについては、先ほどの補導センターよりは楽観的に見ておりまして、やはり補導センターについては、そこの社会というか、そこの各組織が変わっていかないと、なかなか管理職に女性が上がっていけないという状況があるのだろうと思います。ただ、こちらのほうは、それこそ代表理事というところに女性がいます。たかがされどで、ほんの20年前、30年前は代表に女性がいるなんて。という風潮もあったかと思うので、そういう意味ではいい事なのでしょう。6番の

方も社内でキャリアを積んで部長というクラスになられているのは、本当に明るい兆しなのでしょうし、9番の方も分野によると思いますが、「学者さんが女性で頑張るというのはすごく大変な事だと思うし、そういった方が学芸課長としていらっしゃるというのは、全体的に明るい兆しだと見させて頂いています。努力は必要ですけど、ここは、何とかなっていくのではないかなと楽観的に思っております。

文化振興課長

ありがとうございます。

永野教育長

それでは他にご意見はございませんでしょうか。

森田委員

36.8パーセントというお話をいただいたのですけれど、最低3割くらいを目指すという事でもいいと思いますが、私が申しあげたいことは、学校には男の子も女の子も1:1いる。その学校のことを決める人たちに、男性が多すぎたらどうなるのか。例えば男性が多い組織と女性もいろいろ入っている組織で言ったら議論していく中で、「まあ、それくらいのことはいいでしょう」というのと「それを見過ごしたらだめですよ」というのはジェンダー差が出てくると思うので、そういうところの問題をきちっと凝視する、1:1いる男の子と女の子たちの事を「それくらいいいだろう」というのと、「いけない」ということをバランスよく見つけていただくためにジェンダー比というのはすごく大事だと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

文化振興課長

ありがとうございました。

永野教育長

構いませんでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第22号「高知市社会教育委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第22号は、原案のとおり決しました。

それでは続いて報告事項でございます。ここから順次説明をお願いしたいと思いますが、2つあります。まず長浜小学校プール事故検証報告書について事務局の説明。2件目は「水泳指導の安全管理マニュアルについて」でございます。1件ずつお願いします。

植田教育次長

1件目の高知市立長浜小学校プール事故検証報告書についての説明をいたします。資料は両面ホッチキス止めの資料と検証報告書の冊子を構えさせていただいております。お手元にない方はいらっしゃいますか。

永野教育長

報告書は予備がありますか。

植田教育次長

それでは、最初はこちらの資料の方の説明となりますので、報告書は一旦片付けてください。資料の1ページ目でございますが、検証委員会についてです。委員の構成は表にありますとおり、中内功委員長をはじめ7名でございます。なお、検証委員会の会議の公開等についてですが、第一回会議の途中で会議は非公開が決定されてから後は全て非公開となっています。プールの現地調査は、昨年8月に2回、聞き取り調査は、関係者28名にしまして計37回実施をしております。ご遺族に関

しましては、検証委員会開催ごとに8回活動のご報告が行われております。3月25日に実施されました最後の活動報告では報告書の内容と合わせて行われております。

続きまして、資料2ページ目をお願いします。報告書の概要に移ります。報告書は第1編から第 9編で構成をされております。順を追って大まかに説明を致します。

第1編は検証委員会の概要についてです。第1では設置の経緯と目的が述べられております。昨年7月5日南海中でのプール使用中に行われました長浜小4年生の水泳授業中に事故が発生したこと。事故発生を受けて長浜小と教育委員会が事実関係を調査したこと。検証委員会が,検証委員会条例に基づき教育委員会の附属機関として昨年8月24日に設置されたこと。教育長が事故の事実関係の把握,発生原因の分析及びプール事故の再発防止策について検証委員会の意見を求める旨を諮問したこと等が示されております。第2は構成ですが,検証委員会の構成は前ページのとおりでございます。また,重大事案検証室の職員が検証委員会の事務局となり事務補助を行った事。事務局担当者と教育委員会及び関係者との間に厳格な情報障壁を設けたこと。また,事務局担当者は調査や報告書の作成に関して,検証委員会の意思決定の妨げとなる行為をしないという取り決めがされています。第3は独立性についてです。③で報告書作成に当たっては,収集した証拠に基づき,自由心証により事実認定を行うこと。④で報告書の作成権限は,検証委員会に専属する事など6項目が示されております。

3ページをお願いいたします。第4では、検証委員会の活動は日弁連が令和3年3月に策定した 第三者調査委員会ガイドラインに準拠したことを挙げています。第5では調査の方針及び考え方と 調査スコープ、調査範囲について述べております。検証委員会の調査が、本件事故における事実関 係の把握、事故原因の分析等を目的としており、事故の関係者の民事上・刑事上・行政上その他の 責任の有無の追及を目的とするものではない事や、調査範囲が令和6年度の長浜小のプール授業実 施状況全般であることが示されております。第6の調査の方法では、資料の入手方法、事情聴取の 方法や対象者について述べられております。第7の検証委員会による事実認定の方法ですが、原則 として民事訴訟において、裁判所が用いる事実認定の方法に準じて実施されたことが記載されてお り, 具体的な方法として4項目が記されております。第8では, 長浜小と教育委員会が行った基本 調査との関係について述べており、教育委員会が収集した資料、報告書等については、教育委員会 から提供を受け、内容を参照しているものの、教育委員会の調査内容、調査結果に依拠した事実認 定、判断等を行うものではないと記されています。第9の固有名詞の開示についてですが、この報 告書では6名の固有名詞が開示されております。凰汰さん・お父さん・お母さん・永野教育長・松 下前教育長・長浜小の中村校長です。固有名詞を開示する関係者以外は,当時の職名・役職名等で その立場を特定することが示されております。以上のように第1編では検証委員会が独立性を確保 したうえで厳密なルールに沿って調査、事実認定を進めたことが書かれています。

第2編では、検証委員会の調査によって判明した、前提となる争いのない事実が示されております。第1の関係者等の概要では松本風汰さんの生い立ちや成長の様子、生活状況、家族や友人との関わり等が、家族からの聞き取り調査や医療センターの医療記録を基に書かれております。また、長浜小学校教員等の概要や長浜小と南海中の所在地、プールの構造や設備等についても記されております。4ページをお願いします。第2の争いのない事実経過として学校にプールを設置する機運が高まるきっかけの一つとなった紫雲丸事故と事故に関する南海中・長浜小のこれまでの取組、また長浜小のプール浄化装置保守点検日決定までの経緯等が示されております。

第3編のプール浄化装置保守点検日以降の詳細な事実経過についてです。第3編は関係者からのヒアリングや収集した資料を基に検証委員会が認定した事実経過が記されております。大変ボリュームのある編ですので主なものをピックアップしていきます。第1は、プール浄化装置故障の発覚とその後の長浜小学校の検討状況についてです。長浜小のプール開き前日である6月4日、プール浄化装置の故障が保守点検業者の点検により発覚いたしました。同日、中村校長は翌日のプール開き中止を決断し、連絡アプリ「すぐーる」で保護者に連絡し、浦戸小と南海中での授業実施を検討

します。6月5日の放課後、中村校長らは南海中を下見し、プール水深を測定しました。当日の水 深は最も浅いところが98センチメートル,最も深いところが118センチメートルでした。なお,南 海中の満水時の水深は120センチメートルから140センチメートルです。この時点で南海中校長から 水深を下げる提案があったものの、中村校長がプールを借りるだけでも申し訳ないという思いや、 水位調整は現実的に困難だとの思いから断っています。6月6日長浜小は「すぐーる」で、保護者 に両校のプールの使用を連絡します。この「すぐーる」の連絡には南海中プールは水を浅く張って いるため、長浜小の深さとあまり変わらない旨の内容が含まれております。この記載を検証委員会 は重く見ており、保護者が安心してしまい、各家庭で危機感を抱くことができなかった要因となっ たのではないかと指摘をしております。第2では、装置故障発覚後の教育委員会側の検討状況が述 べられております。6月4日,長浜小プール浄化装置点検業者から,学校環境整備課に故障の連絡 が入り、学校環境整備課は修理を依頼しますが、ポンプは稼働しませんでした。6月5日、松下前 教育長と学校環境整備課の間で、長浜小のプール開き延期の情報が共有され、「固形塩素による消 毒」「水泳授業を2学期に延期」の2案を長浜小に提案することとなりました。しかし同日、学校 環境整備課担当が中村校長に上記2案を提案するものの断られています。6月5日又は6日,長浜 小と学校環境整備課の間で南海中プールの水深が長浜小とあまり変わらないという旨の情報が共 有され、5日から6日にかけて少なくとも2回、教育委員会内で協議がなされました。6月6日、 学校環境整備課担当が、長浜小に対し、1年生から3年生が浦戸小学校、4年生から6年生が南海 中学校を使用することを了承したと連絡をしております。なお、松下前教育長は、南海中での水泳 授業は5~6年生のみである誤信してしまったことも報告書では認定されています。第3は、事故 当日までの南海中学校での水泳授業の状況です。4年生は計3回南海中で水泳授業を受けましたが, そのうち6月21日の1回目授業の状況、そして6月28日の2回目の水泳授業の状況が示されており ます。1回目の授業では米印にありますとおり、安全対策として、4年担任2名は、当日プールが 満水になっていると認識し,入水の前に,苦手な児童は浅いところにいることなどの注意事項を説 明したこと。2組担任は、凰汰さんの身長がプールの底に届かなかったのでプールの最も浅い位置 にいるように指示したこと。その日の授業で凰汰さんを含む3名が溺れかけましたが、授業後4年 担任2名と中村校長の間で情報共有がなされたことが記されております。5ページをお開きくださ い。第4は7月5日の事故当日の水泳授業の状況が示されております。当日の授業は大きく前半と 後半に分かれています。前半は1組と2組が合同で体操や水慣れ、浮く練習などの全体練習を行い ました。前半では米印にありますように教頭は、凰汰さんが少し水深の深い位置にいて「怖い」と 言っているのを聞き、その場所で大丈夫なのか確認し、その様子に気づいた1組担任が凰汰さんに 最も浅い位置へ移動するよう指示した事が示されております。第5の本件事故発生後の当日の状況 では、119番通報から救急隊到着までの教員による救急救命活動、病院に到着するまでの様子、事 故後の長浜小関係者の動きなどが記されております。第6では凰汰さんが死亡するに至った経緯や 死因が示されています。

第4編は、本件事故発生前後の状況で特に授業後半の概括部分となります。ここは報告書をご覧いただきながら説明します。報告書の147ページをお開きください。事故当日は、10時10分頃から10時40分頃までのおよそ30分間、1組と2組が合同で全体活動を行いました。10時10分頃という時刻はこのページに記載がありませんが、第3編の中で認定されております。全体活動後、図1にありますように、1組が白丸で表示してありますプールの南側に、2組が二重丸で表示されておりますプールの北側に整列し、風汰さんは1組側で最も浅い場所の黒丸の位置におりました。その後、10時40分頃から事故発覚の10時53分から54分頃までの13~14分間が後半の活動時間となります。10時40分頃児童の自主判断でプールの南半分で25メートルに挑戦するチャレンジグループとプール北西側で基礎練習をする基礎グループに分かれて活動することとなります。ひし形で表示しております2組担任はプールの中を北西に移動しています。148ページをお願いします。グループ分けの結果、北西の基礎グループには女子12名・男子14名が集まり、南側のチャレンジグループは10名

となりました。このうち凰汰さんは男子14名のうち浅い方から13番目、後ろから2人目で水深の深 い位置にいましたが、ひし形の2組担任はそのことに気づいておりませんでした。なお、いつも浅 いところにいるよう指導されていた凰汰さんが、なぜこの位置にいたのかについては、検証委員会 の調査でも判明しておりません。また、基礎グループの数が多いと感じた四角の1組担任はチャレ ンジグループを三角の教頭に任せ,プールサイド西へ移動し基礎グループの方に寄っていきます。 149ページをお願いいたします。2組担任も基礎グループの人数が想定より多いと感じ、まず全員 にけ伸びばた足をさせ、北から南まで泳ぎ切った児童にはチャレンジグループへ移動してもらうよ うプログラムを変更します。またこの段階で南東のプールサイドにいた三角の教頭に応援を頼みま すが、教頭はチャレンジグループを任されているからと断っています。女子12名がけ伸びばた足を 行いますが、南側まで泳ぎ切る児童がおらず、全員北側に戻りました。150ページをお願いします。 次にひし形の2組担任は、男子にけ伸びばた足を行わせようとします。その際、自分の南方向にい た1組担任に基礎グループの方に来てほしい旨の声をかけています。凰汰さんは浅い方から13番目, 深い方から2番目におりました。2組担任は泳ぎが苦手な児童たちは浅い方に,得意な児童たちは 深い方にいることを漠然と認識しているものの凰汰さんの位置は把握しておりませんでした。2組 担任は男子にけ伸びばた足を行う合図を送り、この時凰汰さんは溺れてしまったと認定されており ます。この男子のけ伸びばた足はけ伸び後にばた足をせず泳ぎをやめる児童が多くいたことから失 敗に終わり、2組担任は全員を北側に戻します。151ページをお願いいたします。男子のけ伸びば た足の失敗後、2組担任は男子にもう一度け伸びばた足を行うよう合図を送り、浅いところから4 番目にいた児童が南側まで泳ぎ切ってチャレンジグループに移動します。152ページをお願いいた します。次に女子が、プールサイドを掴んでのばた足練習に移ります。ここで四角の1組担任が基 礎グループの活動に加わります。153ページをお願いいたします。次に男子が、プールサイドを掴 んでのばた足練習を行います。この活動中の10時53分から54分頃、男子児童2名によって凰汰さん が引き上げられ、事故が発覚いたしました。第4編の概要は以上となります。初めの資料に戻って いただきまして5ページをお願いいたします。

第5編は、各専門分野の考察となります。第1は体育科水泳指導の観点。また、6ページに移っていただきまして、第2は水難学、第3は心理考察、第4は医学、それぞれの分野での考察と問題提起がなされています。また、第5では、検証委員会が長浜小の4年生から6年生の保護者に向けて実施した、南海中での水泳授業が決まったときの児童や保護者の受け止めアンケートの分析がなされております。第5編については項目のみお示ししております。7ページをお願いいたします。第6編では、事故原因の分析がなされております。第2の本件事故発生の主たる原因については、1直接の原因として、2組担任が、基礎グループ男子児童らによる失敗したけ伸びばた足を行うにあたり、風汰さんがどこにいるかを把握しないまま、け伸びばた足を行わせたこと。また、2直接的な原因に匹敵しうる重大な原因として、1組担任が速やかに基礎グループの活動に参加しなかったことを挙げています。また、その他の原因として、1基礎グループの活動内容が適切でなかったことを挙げています。また、その他の原因として、1基礎グループの活動内容が適切でなかったこと、2情報共有が不足し、役割分担がされていなかったこと、4教育委員会及び長浜小学校が深いプールで水泳授業を行うに際し、深さに対する対策を講じなかったことなど、8項目が挙げられております。

第7編は再発防止策となります。ここは、再度報告書を見ながら主な提言を紹介したいと思いますので、報告書の307ページをお開きください。再発防止策は、大きく8つの項目が提言されております。1プール水の管理では、1つ目の点で設備機器の故障等不測の事態に対応できるよう余裕を持った時期に給水等の準備を行う事や、機器の耐用年数等を考慮して予め機器の保守・点検・交換等を行う事。2つ目の点でプール水の衛生条件、維持管理の方法。特に良好な水質を保つための多様な方法についての理解や管理を徹底することなどが記されております。2プールの水深については1つ目の点で、学習者の身長や技能レベル、学習内容に応じて適切な水深を提供する事。3つ目の点、必要に応じて水深を調節する手段を講じることなどが挙げられております。3自校のプー

ルが利用できない場合では、他のプールの借用を検討する際は、授業時間数が減少し得ることを考 慮して, ゆとりあるカリキュラムマネジメントを心がけること。308ページをお願いいたします。 2つ目の点,他校のプールを借用する場合,学校長も含め授業を実施する教員による現地下見を必 ず行い、その基礎情報や留意点を基に職員会議で審議・検討し、教育委員会への連絡を適時行う事。 3つ目の点,教育委員会は、上記情報を基に現地での下見を実施し、利用する側と受け入れる側の 情報共有や検討内容の擦り合わせを行い、移動や安全に関する助言や調整を図ることが挙げられて おります。4水泳授業を実施するにあたっての留意事項としては、1つ目の点、学校は水泳授業に 臨む前に家庭からの健康調査等の提出を通じて学習者の安全面や健康面、心理面における留意すべ き点等を伝える機会を設けること。2つ目の点、学校はそれぞれの学校に応じた緊急時対応計画を 検討し、それを教諭間で事前に共有しておくこと。3つ目の点、プールにテントやAEDが設置さ れるよう環境整備や工夫を図ること。309ページをお願いします。1つ目の点、水泳授業を担当す る教諭は溺水における、心肺蘇生やAEDを活用する際の正しい方法や留意点等について毎年の水 泳授業前に実技等を交えて学んでおくこと。5つ目の点、水泳授業の支援に入る教諭は、あらかじ め授業内容や特に留意すべき学習者の共有、役割分担等を把握しておくことなどが挙げられており ます。5学習課題では、泳ぐ技能の獲得を急がず、溺れないための技能を確実に習得させることな どが示されております。6授業中における監視及び安全管理では、1つ目の点、安全で効果的な水 泳の授業を行うために,授業実施者と監視者の役割は分けて行うことが望ましいこと。2つ目の点, 監視者の有無に関わらずバディシステムを徹底し、指導前後だけではなく、指導中も含めて学習者 の安全を確認する事。310ページをお願いします。2つ目の点、授業実施者もしくは監視者は、学 習者を退水させる際、プール内の隅々まで見渡すこと。バディ確認をダブルチェックとして活用す る事。なお、プール内を確認する際は太陽光の屈折や反射により水面上からの目視では水中の様子 を詳細に確認することが困難な場合があることに留意し、ゴーグルを使用し水中を目視することが 効果的であることを理解しておくこと。3つ目の点、児童の安全管理上、ビート板やヘルパー等を 積極的に活用する事等が挙げられております。7授業後の情報共有として授業中に起こった有意な 出来事について互いに報告しあい、情報を共有する事等が示されております。8授業実施に対する 心構えとしては、命を守ること、命を危険にさらさず安全に行う事を第一に、楽しく学べる水泳授 業を構築することを提言されております。資料に戻りまして8ページです。

第8編は本件事故後の対応に関する検討についてです。第1では、本件事故翌日以降の対応状況として事故翌日の7月6日に実施予定であった保護者説明会が中止となったことや、7月7日に遺族に対する個別説明が行われたこと。また、通夜や葬儀の状況などがまとめられております。第2では、本件事故後の対応に関する問題点として、長浜小学校において遺族に寄り添った対応がなされていないことや、遺族に対する組織的な支援対応がなされた形跡がないことの2点が挙げられております。第3の本件事故後の対応に関する提言として、教育委員会は被害者側の意向等を踏まえて、被害者側を支援するための窓口となる担当職員あるいは担当部署を設置する事。また、教育委員会は必要に応じて積極的に学校側を補助することが示されております。

第9編では、地域に対する中長期的支援の必要性として、災害や事件・事故発生時における心のケアを理解し、辛い出来事から1年などの節目で感情が大きく揺れる「アニバーサリー反応」への対応など、子どもたちへの中長期的支援の必要性が述べられております。また、最後に検証委員会のメッセージが示されております。ここには全文を記載しました。最後の段落下から4行目となりますが、「学校、教育委員会の関係者にあっては、上記のように、事故の発生が取り返しのつかないものであることを深く胸に刻み、当委員会が提言する再発防止策を確認するのみならず、本件事故発生原因及び本件事故発生の背景、本件事故発生に至る事実経過を十分に吟味し、独自の視点で、児童らの命を守るための再発防止策を構築し、再発防止を徹底していただきたい。」というメッセージで報告書は締めくくられております。説明は以上です。

永野教育長

4月7日にも勉強会をさせていただいてご意見を頂戴しましたけれども、改めて、またご意見をいただきながら、教育委員会事務局としても、4月7日以降のこれまでの取組等を踏まえて、説明をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

西森委員

恐れ入ります。自分としては3枚にまとめてみました。次回の総合教育会議の日程について、申し訳ないですが、日弁連の副会長の関係で理事会があって、どうしても東京の方で身動きが取れませんので、読み上げていただこうと思っています。また、文章を書き直したものをまたお送りしますので、その予行演習を兼ねてどれくらい時間がかかるのか読み上げさせていただきます。お時間いただきますけども、お願いいたします。

まず感想です。今回の事故原因について、教育長さんから市教委と学校側が密に情報共有できた かどうかというところに課題があったとおっしゃられていました。情報共有の在り方ですけれども、 先ほどの再発防止のところにもありましたが、単に報告・連絡・相談がなされればいいという事で はない、聞きっぱなしでいいという事ではないと思っています。協議当事者の双方が自分事と捉え て、想定される安全性や対応策や疑問点や課題等を存分にぶつけ合って、納得のいく対策を構築す るという作業、これが情報共有だと考えています。まず、高知市教育委員会と学校側でそのような ぶつけ合う・ぶつかり合う作業がなされた形跡が全くないという点については、遺憾と言わざるを 得ません。次に実を伴う情報が上がってこなかったという点についても遺憾と感じております。報 告書で説明されたのは、端的に申しまして、安全性確保という観点から不可解と言わざるを得ない 校長の判断が存在して, そして, 誰もこれを修正することができなかったという事実でございます。 この校長の判断については、多くの関係者が疑問を抱き、中にはそのことを発信したことが記載さ れています。南海中の校長は水位を下げる提案をされました。また4年生の1組と2組の担任は校 長に対してこういうことを言っています。1組の担任と2組の担任の供述内容は南海中学校で4年 生が水泳授業を行うのは難しいという意見を述べたと、このように認定されているのですけれども 校長はこれについて印象がないというようなことになっていまして、要は重要な情報をキャッチす る能力が不足していたという風に言わざるを得ません。このような危険性についての情報が、管理 職レベルで潰されてしまうという事象が、プールに限らず、あらゆる学校現場で発生しかねないこ とを危惧しております。きわめて不都合な事実ではありますが、現に管理職が危機管理面で重大な 瑕疵のある判断を行ったという事を直視して、これが今後もあり得るということを前提としたシビ アな事故防止システムを構築しなければならないと考えています。

次に、質問です。当初考えたことと変わるかもしれませんけれども、先ほど次長が読み上げられましたとおり、提言として学校や教育委員会の関係者にあっては、上記のように事故の発生が取り返しのつかないものであるという事を深く胸に刻み、当委員会が提言する再発防止策を確認するのみならず、本件事故発生原因及び本件事故発生の背景、本件事故発生に至る事実経過を十分に吟味し、独自の視点で児童らの命を守るための再発防止策を構築し、再発防止策を徹底していただきたいと結ばれております。そこで、「のみならず」とあって2つの課題が提言されております。1つ目は、本件事故発生の原因及び本件事故発生の背景、本件事故発生の事実関係を十分に吟味するという事。2つ目は独自の視点で児童らの命を守るための再発防止策を構築し、再発防止策を徹底していただきたいという事でございます。そして、1つ目についてでありますが、私の意見は先ほど述べたとおりでございます。管理職が危機管理面で重大な瑕疵のある判断を行ったという事、そしてこれを誰も止めることができなかったという事実、これが背景にあると考えております。このことについて、まずは、教育長からになるかもしれませんがお伺いしたいです。こういう認識については、教育長はいかがかでしょう。

永野教育長

ご意見ありがとうございます。西森委員から、冒頭で校長会のお話しをしていただきましたが、 私が第一声で各校長に申し上げたのは、その件であります。連携性のなさがこういう事になったと、 それを誰も水のごとく受け止めて、止めることができなかった。組織の一番重大な欠陥があるという風な意味合いで、校長を責めるということも聞きようによってはあるかもしれませんが、これは 委員会事態が責められてしかるべき内容だと捉えております。

西森委員

ありがとうございます。校長を責めるということになることは、私も今回考えましたが、やはり、ここは避けて通れないと思います。そうじゃなければ教員同士が庇いあっているという風に見えてしまいますでしょうし、見えています。現に市民からは、そう見えていると私は認識しています。なので、校長がミスをした、このことをまず直視したところからスタートする必要があると思います。それから、管理職が危機管理面で重大な瑕疵のある判断を行った。そしてそれを誰も止めることができないというのは、くどいですが、プール以外でも起こりうることだと思います。この後ご説明があるのかもしれませんけれども、今回取られた安全に関するマニュアルの作成でありますとか、これまで教育委員会から発信されているメッセージには、この事について端的に触れられているようには読めておりません。したがいまして、このような組織の在り方、教職員の姿勢等に係る要因の解決策についてどのように考えておられるのか、これは、先ほどの調査委員会からも本件事故発生原因及び本件事故発生の背景、省略しますが、吟味し独自の視点でと言われているこの宿題・課題に対しての答え方の問題かと思います。この答え方について少しお考えをお伺いしたいと思います。

永野教育長

これも私の方から。私で不足する場合は,事務局の方からも答えていただきたいと思いますけれ ども、その前段で16日に経済文教委員会がございました。そこで、西森委員がおっしゃられた内容 とほぼ同じ意味合いで、経済文教委員会の各委員さんからの質問がありました。1番は、私が15日 に校長会で各校長に伝えた危機管理意識と連携性、これは校長だけでなく、教育委員会自体が大き な反省をしなければなりません。そのためには、しっかりとした背景を把握しなければいけない、 分析しなければいけないと思っています。ここまでちょっと長くなりましたけれども、その背景は やはり、これまでの教育委員会と各学校の連携性・信頼性そういうものに依拠をしているのではな いかと思います。校長が言うのであればというところで、各事務局の担当者含めて教育長までの判 断があったと。まず、第1点に疑う余地のない校長の一番新鮮で正しい情報だという事がこれまで にも通例として出てきていて、それをよしとしてきたのではないかと。こう言いますと私は、それ まで事務局にいませんので、今まで事務局で頑張ってきた人を痛烈に批判しているようで、大変心 が痛いですけれど、実際にはやはりそうではないかと思っています。慣習といいますか、そういっ た空気を醸成してきたという事は否めないのではないかと思います。これは、あえて相互に信頼関 係があると言えますが、その裏側でそういう重大な瑕疵を生んでいたと、今回はそういう事が1つ 1つ重なって大きな穴になっているわけですから、十分に裏付けをきちっと見て、背景を吟味する というところに至らなくてはいけないと思っています。一義的にはその背景は、やはり校長と教育 委員会のこれまでの関係性っていうものを洗い出して、そこはだめですよ、ときちっとサインを出 さなくちゃいけないという風に思います。それから独自の案でありますけれども、これは様々な知 見を得ながら、私どもの技量の範囲の中でやっていることでは、これはきわめて範囲が狭いという 事になります。例えば、西森委員から前回の勉強会で提言があった10項目ぐらいあろうかというお 話もありましたけれども,そういう発信の仕方ですね,連携性とか重大性を考えて,特に校長と教 育長が注意すべきことを項目別に並べてしっかりとイメージするという事が必要かと思います。前 段でプールの授業再開に向けての教育長の心構えを保護者の方々にはメッセージで発信しており ます。これは前振りでございますが、先の4月7日の勉強会でご意見を頂戴したものを今準備して おりますので、次の校長会は、それを校長に伝える絶好の機会ですので、そこでしっかりとやりた いと思っています。事務局の学校教育課の方で準備させて頂いております。それを受けて様々な方 策がございますけれども、関係各課が横断的に支援チームと連携性を持った方策がありますので、

例えば人権・こども支援課の方では該当校の心理的支援が主にあります。それから保護者に対することも踏まえております。それから、該当校の各校も含めてですけれども、プール再開に当たって保護者の意見や子どもの考えや意見等も踏まえたアンケートを実施します。その実施したものをフィードバックしてもらって、こちらでまとめて、もう一度プールが安心して安全にできるような発信を私の方から2度目のメッセージとして出そうとしています。関係各課の中で、それらについて共通理解をしながら、プールを実際的に学校環境整備課の方でポンプが稼働するのかどうかとか、新たに補修するところはないのかとか、細かな備品のリクエストはないのかなど、そういったものの意見集約をしておりますので、順次プールの授業の直前までに進めていきます。それらが全て整いましたら、もう一度3度目の保護者向けのメッセージを出します。それで始めさせていただきますと。その中にはプールの授業を強要するものではありませんので、自主的に参加をしていただくための準備ができましたという事も加えながら、メンタル面もフォローしながらやっていこうというのが、今度の定例会の時にしっかりとそのことが出せると思いますので、ご説明も加えさせていただくという風に思っております。西森委員からいくつかご提言をいただいており、そういう視点も持って今、仕事を進めていますので、それらを一つずつ改善しながらやっていきたいなというのが今の全体像でございます。

西森委員

ありがとうございます。時間いっぱい頂いていますが、一応最後までやらせていただきます。組 織的体制でメッセージを発信していき、これはプールにとどまらないというお考えをお持ちだとお 伺いできて心強く感じております。ただ、現状だと市民にとっては管理職に重大な瑕疵のある判断 を是正する措置を取られているという風には受け止められてないと思います。そうすると今後プー ルに限らず、学校活動のあらゆる場面で事故のリスクがあり得ると思います。私としては少なくと も次の点について教育委員会から,教育長さんからでも市長さんからでも構いませんが,教職員に 対するメッセージを発信していただきたいと思っています。まず1点目が,学校活動に関わる全て の教職員が学校活動における安全確保について研鑽を怠らないという事でございます。これは大学 で学んだり,あるいは,教育委員会が用意したマニュアルに書かれているようなことでもいいのか もしれません。次に学校現場において、各自がリスク発見能力を常に磨き続けるという事であろう かと思います。私は職業病で道路を歩いていると必ず、ここでは犯罪が起きるなとか、これが危な いなとかそんなことばかり気づくようになってしまっていますが、そういう感性を磨いて頂きたい なと思います。それから次に,リスクに気付いた職員はその発信を怠らないでいただきたい。仮に 目の前の管理職の反応が鈍い場合には、これを放置せず、何らかの方法で対処する組織における知 恵を身に着けていただきたいです。これは公式の方法ではないかもしれませんけれど、目の前の課 長がダメなら部長に直訴するとか、横のつながりを使うとか何かしら方法がないと、言っただけで 終わってしまう事になりかねないと思います。仮に危険な学校現場での活動をゆだねられた時には、 あえて臆病になることを提言いたします。無理だ、困難だという事を教育委員会や学校関係に訴え ていただきたいです。これがかえって,危険な活動を実現させないための防波堤となる勇気ある行 動であると認識していただきたいです。今回も調査報告書に書かれているように,一義的な責任は 現場の授業を行った若い先生という事になっています。この状態を教育委員会として放置していい のですかと私は思ってしまいます。それから、管理職を含めてすべての教職員が、これは私自身、 自戒を込めて自分の判断を過信せず、子どもや他の教職員の意見を聞き、修正を受け入れる謙虚さ と柔軟さを持っていただきたいと思います。完璧な判断ができる人は存在しませんので、常にそこ は謙虚であっていただきたいです。次に教育委員会・学校は、組織としてこのようなリスクに関す る声を拾うシステムを構築していただきたいです。特に当面は、管理職が機能しない場面があると いう事を大前提として、現場からの声を拾う体制が必要かと思います。

次に組織内の信頼を早急に再構築していただきたいと思います。今回の件で教職員は常に安全管理の責任を負っていて、その失敗は法的に重大な責任を伴うことが示されてしまいました。こうな

れば管理職になりたくない、学校の授業だってやりたくない、教員になんかなりたくない、こうい う風になっても仕方ないと思います。ただ、いたずらに恐れる必要はないと私は思っています。自 分が気付く当たり前のことは、必ず他の人も気づいて、その正論を発信すれば、必ず取り上げられ て、解決するための知恵が複数の人から必ず提供される。こういうような相互の信頼が構築できれ ば、事故を防げると私は確信しています。言い換えますと、これができない組織、当たり前の正論 を発したにも関わらず,誰もが目を背けるような組織に子どもを預かる資格はないと考えています。 ただ、このような組織の信頼を再構築していくためのメッセージを発信していただくことで、教員 相互に自信をもう一回取り戻していただきたいと思います。以上に加えて、様々な知見を集約して 早急に安全管理に関する明確なメッセージを発信していただきたいと思います。今後、総合教育会 議もありますので、市長部局にも関与していただいて、学校現場の危機管理能力の不足、これを直 視したうえで、これに関わる教育委員会の支援能力が発揮されなかったという事実をしっかりと直 視した安全確保システムの構築を主導していただきたいと思っております。ご遺族はもとより、市 民は学校現場や教育委員会の無責任体制に強い怒りを示しておられると報道を見て感じています。 私が非常に印象に残りましたのは、保護者様が学校を休ませればよかったと、溺れたという声を聞 いたときに、それを受け止めてなぜ休めと言ってやれなかったのだと、慟哭しておられるという報 道を見ています。このような事を言わせてしまっていいのかということなのです。保護者にはなん ら責任はありません。安心してお預けくださいという体制を作っていなかった学校側と教育委員会 側が100パーセント悪い。このことを申し訳ありませんでしたって言葉で謝っても意味がありませ ん。こちらの弱点、問題点を徹底的に自覚して「だから私たちが100パーセント悪いのだ」と言え なければ保護者様の自責の念を解消することはできません。次回の総合教育会議において、本来な らば、このことは出席して申し上げるべきでございますが、本当に申し訳ありませんけれども、そ の職責は果たせませんので、ご回答いただきましたことも踏まえたうえで、少しペーパー修文して 提出いたします。大変時間をとるようで申し訳ありませんが口頭で読み上げを行っていただきまし て,共有していただきました上で,ご回答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

永野教育長

はい、読み上げをしたうえで、しっかりと意見交換を行いたいと思います。それから、ご指摘の 点につきましても、今できることと、市長部局と協議してできること色々あると思いますので、そ れらも総合教育会議の中で、しっかり市長のご意見を頂戴したいと思います。総合教育会議でいく ら市長から意見があっても、私の責任で教育委員会がやらなければいけないという風に思っていま すので、そこは強く自分自身の職責としてやり遂げたいと思います。貴重な意見をたくさんありが とうございます。

他に委員さんの方からご意見はありますでしょうか。

そうしたら、マニュアルの方を先に説明してください。

竹内教育次長

失礼します。教育次長の竹内でございます。私の方からは、水泳授業の安全管理マニュアルについてのご説明をさせていただきます。使用する資料は2種類ございます。A4横型の1枚物が1つ、そして、左上をホッチキスで留めました安全管理マニュアル、この2つの資料を使って説明してまいります。まず、教育委員会の組織としまして、資料の1枚物の方になりますが、水泳授業再開に向けて、支援チームを結成いたしました。資料の図の右の方になりますが、チーム長としまして、本市小学校元校長で体育行政の経験者を置き、現在、学校経営アドバイザーとしても勤務している職員に加えまして、県の校長会事務局、また日本赤十字社高知県支部からも講師や助言者を随時お招きすることで、水泳開始前から終了まで、可能な限り学校を訪問することとあわせまして、授業支援を行ってまいりたいと考えています。先ほど、ご説明がありました検証委員会からの報告を尊重し、しっかりと検討したうえで、これまで行ってきました学校の取組を改めて確認し、徹底することで、安全安心な子どもたちが楽しく学ぶ水泳授業再開に向けて準備していきたいと考えます。

そのための基礎資料となる水泳授業マニュアルでありますが、もう一つの資料となります。こちら につきましては、まずは4月の定例校長会で各学校に周知をいたしました。また、説明文だけにな らないように整理した図と文を併記してわかりやすくなるように工夫をいたしました。お開きいた だきまして2ページになりますが、目次のようになっているところをご覧いただきますと、安全確 保に向けた体制づくり、水泳授業の安全管理の徹底、水泳指導計画の作成、安全な水泳授業の実施 と4部構成となっております。検証委員会の報告で示されております再発防止の提言をしっかり含 め、県や国の指針を参考に作成をいたしました。現在、学校では本マニュアルを基に水泳授業にか かる安全管理指針を策定し、指導計画を立てておりますとともに、緊急事態の対応についても、確 認と校内研修を行うよう準備をしております。また、内容の主な構成としまして、独自の視点も含 めますが、3ページとなります。校内で水泳授業安全委員会を設置することで、安全確保に向けた 体制作りを学校の中で組織的に行っていただきます。また、少し飛びますが8ページになります。 泳ぎが得意でない児童への対応につきまして、事前に泳力の把握を行う事や、保護者へのアンケー ト等によって留意事項についても把握するとともに、教職員間で情報共有をすること、また次年度 に向けても申し送りをしていくこと, そして浮き具やビート板などの補助具の活用, それから心理 的サポートなどを示しております。泳ぎが得意でない児童への配慮につきましては,15ページまで 記載をしておりますが、低学年、中学年、高学年別の記載とともに、安全確保につながる運動をま ずはしっかりと学習することが有効であることとあわせて、系統性を意識した低学年からの指導内 容と関連付けるようにしております。16ページから18ページになりますが、授業実施者と監視者の 役割を明確にしたうえで3名以上の配置を基本としました。バディシステムについても,19・20ペ ージで改めて実践方法や効果についてお示しをしています。また水位の設定につきましては、21ペ ージになりますが、多くの児童がへそから胸あたりになることを基本、またすべての児童の両肩が 水面から出るラインを目安として、授業の際に当日の水位がわかるようプールサイドに水位を表示 するなどの工夫を行うようにいたしました。プールの管理と点検の他、水位や水質、熱中症対策に も留意することを示しております。29ページになりますが溺水に至るプロセスを示したページを設 けました。マニュアルにつきましては、小学校教員向けではありますが、中学校にも送付し、中学 校の指導計画にも参考とするようにしております。中学校では、体育専門の教員が授業を行い、学 習内容も小学校とは異なっていることから、マニュアルの内容で安全管理に関する部分を中心に参 照していただきます。5月8日には中学校教員、5月15日には小学校教員を対象に全校から水泳指 導を行う実習担当教員を招集し,市営プールで研修会を実施予定でございます。各校の管理職もど ちらかの研修会に参加し、自校に持ち帰って伝達講習を行い、水泳授業を行う全教職員と共有しま す。これらを基に、各学校の実態に沿う形でそれぞれの学校で指導計画が策定され教育委員会に提 出し、支援チームが点検し助言をするようにしています。こうした取り組みにより安全確保を行っ たうえで、水泳授業が再開されましたら、さらに、授業実施期間中に支援チームが学校を訪問し、 校内研修等を通じて水泳授業に関わる助言を随時行ってまいります。水泳期間終了後は、各校も水 泳授業を振り返り,課題や改善点を確認したうえで,次年度以降の水泳授業にも反映させるように していきたいと思います。なお、マニュアルにつきましてはver1.1としておりまして、見直し や改善を図るごとに改定をしてまいりたいと考えております。本マニュアルにつきましては、学校 教育課ホームページにもアップしておりますので、広く周知をするものと考えております。以上で ございます。

永野教育長

ありがとうございます。このマニュアルで特筆すべきことは29ページの溺死に至る経緯や水位などは、高知市独自で策定をさせていただいております。これは県内各校にも周知をしております。特に管理体制であるとか、水位というのは、かなりの影響をもって各学校に言っております。そういった意味もあって、しっかりとしたマニュアルをさらに改正して作って行きたいと思っております。これについて何かあればお願いします。

谷委員

このような事故が今後起こらないように、報告書を基に私たちがこれからどうするのかというのが重要なので、そのためにマニュアルを見たときに報告書の中の再発防止策、これをずっと見ながら見ていたが、ここに入っているので、この点はすごく網羅されて作成しているなあという事は思いました。

一つ気になったことがあります。皆さんにも考えていただきたいと思いますが、7ページの水泳 指導計画の作成というのがあります。授業でどのようにやっていくかを書いているのですが、この 下に注意事項とあります。これが、工事等でほかの学校のプールを使用する時はこうしますよとい う内容です。この内容は事故の時の大きな改善事項でなければならない重要な内容なので、それが 注意というのは不適切な気が少しします。注意事項という風にこれをここに入れるよりも、むしろ もっと手前の水泳授業の安全管理緊急時の対応マニュアルの策定であるとか、その手前の3ページ とか4ページのどこかに基本的にこのようにしますというように入っている方がいいです。途中に 水泳指導をどうするのかというページの下に注意事項と書かれるとテクニカルな感じに捉えられ るかもしれません。物凄く重要な気持ちで市教委は押さえていますよという事をお示しするために も、ちょっと位置を変えてみた方がいいかもしれないなという風に思いました。

永野教育長

意識の問題が出てきますね。

谷委員

そうです。見た時の感情的な思いもあると思うからです。全体的には私はよく出来ているなと思いました。これから何度も活用しながらやってもらいたい。もう一つは、これは結局市教委の対応を表示していますよね。こういう授業をしますよというのはわかりますが、学校として指導計画は立てないといけないですよね。どのような授業を行うのかという全体計画等を立てないといけないと思うので、一つのひな形のようなものを基に、各学校が実態に応じてきちんと作るというようなものも今後は出てくるのでしょうか。それは必要だと思います。

永野教育長

ひな形は用意してありますか。

竹内教育次長

教育次長の竹内です。ひな形はないのですが、こうしたマニュアルを基に学校ごとに指導計画を 作成して提出していただくようにしています。その提出されたものを、こちらの方で点検・確認を したうえで、学校と共有しながら改善点あるいは修正点を洗い出すようにしております。

永野教育長

元々、安全計画・水泳計画はありますよね。それにどういう風に今回の課題を引き入れるかというところを事前にチームの方がアドバイスをするということになっています。ですから、各学校には、細かく指導をしていくようにします。

谷委員

私がすごく大事だと思うのは、やはりすべての先生にこのことが行き届かないといけないので、 案外学校によっては、学年主任と学年の先生とでやっていきますよね。どんどん水泳の授業をやっ ていくわけだから、その時に管理職とか体育主任が常にいるわけではないので、自分の学校の水泳 の計画が作成する時も一部の教員だけで作成してそのまま降ろして、「これでやってくださいね」 じゃなくて一人一人のものになるように時間をかけて吟味するとか、そんな場面も学校として必要 かなと思います。これは一つの意見で構いません。良い方向に行っていると思いますよ。

永野教育長

他にご意見はありますか。

野並委員

ありがとうございます。非常によくできているマニュアルだと思いましたけれども、ただ報告書 を読んだときに気になったことがありました。それは,小学校4年の何人かの子どもたちが水を怖 がるとか水に顔をつけることを嫌がるという記載が認められました。変な言い方ですが、それはも っと早い段階で克服されていなければいけないのではないかという思いがあります。それを安全管 理マニュアルの中でもっと受け止めて、ある学年になったら少なくとも怖がらないように、第何学 年の時にこうしようというような意気込みを是非反映させていただければと感じたところです。ま ずは、怖がらないという事がすごく大事な事です。それともう一つは、そもそも高知で水泳授業す るのは何故かと考えたときに、それは紫雲丸の関係の事で、やっぱり溺れないという事が第一です。 楽しく泳ぐという事ではなかったはずなので、高知においては、なんとか溺れないようにという事 を強調できる部分がある方がいいです。もうされていらっしゃるとは思うんですが,日赤の方をお 呼びして服を着てプールで泳ぐようなことは、取り組むべきだと思います。各クラスがやるのは大 変ですから、学年ごとにまとめてすることになるでしょうが、そういう授業を必ず受けて、溺れた ときの対応をした方がいいと思います。例えば、皆さんハワイに行ってなんとかボートに乗って海 の上を走ったときに、それはもちろんライフジャケットを着ているから安全で大丈夫かもしれない けれども、それは肩の高さではないわけで、そんな時に平気で浮かんでいられるような経験という のをした方がいいと思います。川遊びとか舟遊びとかいろんな局面があるわけで、水が嫌いだから 水泳はしないけど、川下りはするというような人だっているわけです。だからそこを踏まえて、溺 れないための授業の時間を是非どこかに入れるというような事があってもいいのではないかと思 います。

永野教育長

ありがとうございます。竹内次長どうぞ。

竹内教育次長

教育次長の竹内でございます。今おっしゃって頂いたことにつきまして、マニュアルで10ページに低学年の泳ぎが得意でない児童への個別の配慮というところにございます。先ほどおっしゃっていただいた、潜るとか顔に水をつけるところから始まります。このことを今度は14ページになりますが、高学年の記載事項にも合わせて枠囲みが下の部分にあります。高学年の指導をクロールと平泳ぎに限定をせずに、水の特性を楽しむ機会を提供する、浮くことが生命の安全確保に有効であることを載せたうえで低学年にかかわらず、そういった水に慣れる、顔をつけるといった事を指導していく事が有効であると示させていただきました。また、怖がっている子どもたちについては9ページにもありますが、心理的サポートも行いながら成功体験、励ましの言葉といった事で前向きに水泳に取り組んでもらえるというようなところを定めていければと考えております。ありがとうございました。

西森委員

気になったのが水位の点ですけれども、水位について触れられているのが21ページですかね。多くの児童のへそから胸あたりを基準とし、すべての児童の両肩が水面から出るラインを目安とするとなっています。これは現実的にどういう現象になるのかが気になっています。というのも報告書の9ページにございますけれども、長浜小の4年1組と2組の子どもたちの体格の事が書かれていまして、最も身長が高いお子さんが147.1センチメートルで今回最も低かったのがこの風汰さんの113.8センチメートルで4年生でも34センチメートルも差があってびっくりしました。多分小さいときはそこまで差がなくても6年生くらいになるとかなり開くと思います。そうした時に現実にこれってどうなのでしょうか。もちろん風汰さんに合わせるべきであり風汰さんの肩のラインを上に出すという事になるのですけれども、そうした時に一番大きい子はおへそくらいというか腰湯みたいになっちゃいそうな感じがします。これって現実にどうやって実現していかれるのだろうと思ったりするのです。更に手足のことまで考えると6年生くらいになると手が床につかないかなという感じもなくはなく、このあたりは現実的にどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

竹内教育次長

教育次長の竹内でございます。先ほどのご指摘にあった身長の部分で言いますと、令和2年度から令和6年度の本市児童の平均身長は例えば4年生で133センチメートルですので、そのことから高さを計算すると胸のあたりで89センチメートルという事になります。小学校のプールの1番浅いところで大体90センチメートルくらいという事になりますので、そのあたりで活動という事になるのかなと思います。一方でその身長差という事を考えた時に学年によって、あるいは、子どもさんの状況によって身長は違いますので、学校の実態によるのですが、そういった状況がある場合にはやはり子どもさんに合わせた形をとっていく、あるいは学年ごとに時期をずらして水泳指導をするといった事も考えられるかと思っております。ここは学校によっての助言になると思いますので、そういった状況があればそこに対して適切にコミットしていきたいという風には思っております。

西森委員

私が知っている子どもは小学校6年の時身長が160センチメートルを超えていて、小柄なお子さんは全然違うと思います。私も小柄でした。150なかったのではないかなと、もっと小さい子どももいました。そう思ったときにプールが2個ある学校は恵まれていると思うのですけれど、段を入れたりして工夫をしていかないと、どちらの子にとっても不適切な環境になりかねないので、この両肩が水面から出るようにしたというのは最も安全なラインをとる上ではそれはいいと思うのですけれど、現実に実現していこうと思ったらかなり財政措置を行い機具の導入をしていかないと無理なのではないかなという感じもしています。できない約束を市民にすることは、これまた問題だと思います。この辺りの実現に向けて財政当局ともご協議いただきながら頑張っていただきたいと思います。以上です。

竹内教育次長

ありがとうございました。教育次長の竹内でございます。先ほどおっしゃっていただいた,用具 や補助具といったものも、学校から要望があった際には対応していきたいと思っていますし、全部 に敷き詰めるという事はなかなか難しいとしても、途中途中に島型に置いて足がつく場所を作ると かそういった対応ができるかと思います。また、水位につきましての基準については京都市が作っ ている例を参考にさせていただきましたので、実践例があるという風に考えています。

森田委員

ありがとうございます。私から1つだけ、293ページのところで事故がどうして起こったのかと いう事が1から8まであります。これが適切ではなかったとか、情報共有が不足していたとか、色々 あって。親の立場だったらどう思ったのかと読んでみました。確かにそういう事が原因だったのか とか、再発防止策はどうするのかとか偉い先生方が色々考えてくだり、なるほど、こうやってやっ たら再発防止になるのかと。でも、私の心はドーナツだと思います。ドーナツというのは真ん中が ないです。私だったら、うちの子の声をどうして聴いてくれなかったのかと思います。そこが一番 問題ではないかと思います。もちろんこれは、専門の先生方がいっぱい議論されて、各自の専門か ら考察されてどうしてこうなったのかを、技術的にも学術的にもやってくださったと思うのですけ ど、問題は、「うちの子は怖いって言っていたのに何で聞いてくれなかったのか」という話だと思 いました。これにケチつけるとかでは一切ないですけれども、日頃の先生のコミュニケーション力 の部分を説明する必要があるんじゃないかと。私も一応教員なのですけれど、教員の態度によって も聞こえてくる子どもの声は全然違ってきます。子どもたちは、頑張らないといけないと思ったら、 怖いと言えない子もいるかもしれないので、聞こえてこなかったから聞こえませんでしたというよ りかは、みんな何か言っている、抱えているけど、それが聞こえているのか、気づけているのか。 本当は何か言いたいのではないかとか、そういう日々の気づきが必要で、その後にこのマニュアル があるのではないかと私は思いました。以上です。

永野教育長

とても大事な事だと思います。

竹内教育次長

ありがとうございました。教育次長の竹内でございます。先ほどのご指摘につきましてもごもっともだと思います。マニュアルの方につきましては、まず5ページに健康観察であったり子どもたちの様子をしっかり見ましょうというところだったり、8ページにアンケートなどを活用した児童生徒の様子、あるいは泳力、留意事項等、次年度に申し送りをしていく事が書かれています。それから15ページになりますが、授業前、授業中、授業後でチェックリストを作って、特に問題があった場合は対応していくあるいは、管理職に報告していく事により職員会等で積極的に情報共有していくといったあたりで、今言っていただいた心配な点を教職員間で共有していくという体制も取れたらと考えています。

永野教育長

そうだと思います。マニュアル上ではそうですけど、恐らく森田委員のおっしゃるのは、教員と子どもの関係性とか、教員同士の関係とか、校長会の話でも申し上げましたけど、校長と事務局の関係性やそういうところできちっと自分の意見を表明できるシステムとか空気がなければ、いくら丁寧に段取りをつけても、元々の思想や背景がなければ、元の木阿弥になってくるという警鐘の言葉だと思いますし、それらについてもしっかりと伝えて、構築していきたいと思っております。西森委員にはすみません。総合教育会議の出席が叶いませんけれども、しっかりとご報告申し上げて次に繋げていきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時50分

署名		
教育長		
3番委員		